② 使用しないという決定を行った経緯及び理由

勝負の川地区宿舎については、老朽化が著しく、今後の継続利用には建替や大規模改修が必要となる。本学が管理する他の職員宿舎の入居状況も踏まえて検討した結果、当該宿舎は職員宿舎としての役割を終え、新たな活用方策を検討していくことを令和４年９月14日の役員会にて決定した。

③ 回収可能サービス価額及び減損額の見込額　（単位：千円）

使用しないという決定を行った固定資産	使用しなくなる日における帳簿価額	回収可能サービス価額	減損見込額
勝負の川地区宿舎	15,933	—	15,933

５．重要な債務負担行為

⑴ ＜岡豊団地＞ＰＦＩ法に基づく事業に類似するサービス事業

件　　名	契　約　期　間	契 約 金 額
国立大学法人高知大学医学部附属病院アメニティ施設整備運営事業固定資産貸付	平成31（2019）年４月１日～令和20（2038）年８月31日	500,831千円

㈱ ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払予定額及び収入予定額は次のとおりである。

・貸借対照表日後１年以内のＰＦＩに類似する期間に係る未経過費用…　25,806千円

・貸借対照表日後１年を超えるＰＦＩに類似する期間に係る未経過費用…　320,424千円

なお、当該支払額は改定される場合がある。

当事業について、契約先に対して建物の底地を賃貸している。

・当賃貸契約による貸借対照表日後１年以内のＰＦＩに類似する期間に係る収益…　67,812千円

・当賃貸契約による貸借対照表日後１年を超えるＰＦＩに類似する期間に係る収益…　841,999千円

なお、当該収入額は改定される場合がある。

⑵ ＜岡豊団地＞（医病）外来診療棟等改修工事　（単位：千円）

契　約　名　称	契約の相手方	契約金額	翌期以降支払金額	
			一年以内	一年超
高知大学（医病）外来診療棟等改修設計業務	㈱内藤建築事務所	273,152	192,588	—

６．金融商品関係

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第１項の規定に基づき、預金及び公社債を保有している。

また、寄附により株式を保有しているが、寄附目的が本学の業務を不当に拘束することはない。

未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価等を把握することが極めて困難と思われる非上場株式等は、次表には含めていない。

また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金および短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時　価（※１）	差　額（※１）
⑴ 投資有価証券及び有価証券（※２）			
満期保有目的債券	1,569,894	1,385,570	△ 184,324
⑵ 減価償却引当特定資産（※３）	97,073	97,073	—
⑶ 長期性預金	350,000	349,329	△ 670
⑷ 未収附属病院収入	3,885,370	3,885,370	—
徴収不能引当金（※４）	△ 613	△ 613	—
	3,884,756	3,884,756	—
⑸ 大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(24,864)	(24,655)	208
⑹ 長期借入金	(17,979,848)	(17,100,091)	879,756
⑺ リース債務・割賦債務	(4,310,939)	(5,183,029)	△ 872,090

（※１） 負債に計上されているものは、（　）で示している。

（※２） 投資有価証券及び有価証券には、新株予約権（貸借対照表価額0千円）が含まれていない。

（※３） 減価償却引当特定資産には、預金97,073千円が含まれている。

（※４） 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

（注１） 市場価額のない株式等は次の通りである。　（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	385

（注２） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

⑴ 投資有価証券：国債は相場価格を用いて評価している。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。地方債及び社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における市場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類している。